

○附属機関の設置に関する条例

昭和32年 2月15日 条例第1号

改正

昭和34年 4月 1日 条例第22号  
 昭和37年10月12日 条例第33号  
 昭和38年 6月15日 条例第18号  
 昭和40年 3月30日 条例第15号  
 昭和44年10月15日 条例第21号  
 昭和45年 6月19日 条例第26号  
 昭和46年10月 9日 条例第41号  
 昭和47年 3月31日 条例第 7号  
 平成12年 3月28日 条例第 9号  
 平成19年 3月29日 条例第 3号  
 平成20年 9月24日 条例第30号  
 平成21年 3月30日 条例第 1号  
 平成24年 3月28日 条例第 8号  
 平成24年 7月 4日 条例第23号  
 平成31年 3月27日 条例第 3号  
 令和元年 7月 1日 条例第 1号  
 令和元年12月25日 条例第22号  
 令和 6年 6月28日 条例第26号

附属機関の設置に関する条例

第1条 市長の附属機関として法律若しくはこれに基づく政令又は条例に別の定めがあるもののほか、次の表に掲げるものを置く。

附属機関	担任する事務
明石市特別職報酬等審議会	市議会議員の議員報酬の額並びに市長及び副市長の給料の額について必要な事項の調査審議に関する事務
あかしSDGs推進審議会	SDGsの推進及び総合計画に関する重要な事項の調査審議に関する事務
明石市職員分限・懲戒等及び退職手当審査会	職員の分限及び懲戒並びに退職手当の支給制限等に係る必要な事項の調査審議に関する事務
明石市ハラスメント防止委員会	特別職の職員によるハラスメント事案等に係る必要な事項の調査審議に関する事務
明石市上下水道事業経営審議会	水道事業及び下水道事業の経営及び運営に関する重要な事項の調査審議に関する事務

第2条 前条の附属機関の組織及び運営に関する事項は、別に条例で定めるもののほか市長が定める。

附 則

- この条例は、公布の日から施行する。
- この条例施行の際現にある附属機関の委員の職にある者は、この条例により設置された附属機関の委員とみなす。

附 則（昭和34年 4月 1日 条例第22号）

- この条例は、公布の日から施行する。
- 特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例（昭和31年 条例第24号）の一部を次のように改正する。

附則別表中「小企業対策委員会委員」の項を削り、重要市有財産等処理審議会委員の項、旅費の額欄中「Ⅱ」を「旅費条例別表第1の級別2級に掲げる者の旅費相当額」に改める。

附 則（昭和37年10月12日 条例第33号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（昭和38年 6月15日 条例第18号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（昭和40年 3 月30日 条例第15号）

（施行期日）

- 1 この条例は、公布の日から施行する。  
（特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正）
- 2 特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例（昭和31年 条例第24号）の一部を次のように改正する。

別表に次の 2 項を加える。

特別職報酬等審議会会長	日額	1,200円	旅費条例別表第 1 の級別 3 級に掲げる者の旅費相当額
特別職報酬等審議会委員	〃	1,000円	〃

附 則（昭和44年10月15日 条例第21号）

（施行期日）

- 1 この条例は、公布の日から施行する。  
（特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正）
- 2 特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例（昭和31年 条例第24号）の一部を次のように改正する。

別表に次の 2 項を加える。

明石市都市計画審議会会長	〃	1,800円	旅費条例別表第 1 の級別 3 級に掲げる者の旅費相当額
明石市都市計画審議会委員	〃	1,700円	〃

附 則（昭和45年 6 月19日 条例第26号）

（施行期日）

- 1 この条例は、公布の日から施行する。  
（特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正）
- 2 特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例（昭和31年 条例第24号）の一部を次のように改正する。

別表に次の 2 項を加える。

明石市長期総合計画審議会会長	日額	1,800円	旅費条例別表第 1 の級別 3 級に掲げる者の旅費相当額
明石市長期総合計画審議会委員	〃	1,700円	〃

附 則（昭和46年10月 9 日 条例第41号）

（施行期日）

- 1 この条例は、公布の日から施行する。  
（特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正）
- 2 特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例（昭和31年 条例第24号）の一部を次のように改正する。

別表に次の 2 項を加える。

明石市市民会館運営審議会会長	日額	1,800円	旅費条例別表第 1 の級別 3 級に掲げる者の旅費相当額
明石市市民会館運営審議会委員	〃	1,700円	〃

附 則（昭和47年 3 月31日 条例第 7 号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成12年 3 月28日 条例第 9 号抄）

（施行期日）

- 1 この条例は、平成12年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成19年 3 月29日 条例第 3 号抄）

（施行期日）

- 1 この条例は、平成19年 4 月 1 日から施行する。（後略）  
（附属機関の設置に関する条例の一部改正に伴う経過措置）
- 4 第 2 条の規定の施行の際現に在職する収入役については、第 2 条の規定による改正前の附属機関

の設置に関する条例の規定は、第2条の規定の施行後も、なおその効力を有する。

附 則（平成20年9月24日条例第30号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成21年3月30日条例第1号抄）

（施行期日）

- 1 この条例は、平成21年4月1日から施行する。ただし、第10条及び次項の規定は、規則で定める日から施行する。（平成21年4月規則第55号で、同21年6月23日から施行）

附 則（平成24年3月28日条例第8号抄）

（施行期日）

- 1 この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成24年7月4日条例第23号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成31年3月27日条例第3号）

この条例は、平成31年4月1日から施行する。

附 則（令和元年7月1日条例第1号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（令和元年12月25日条例第22号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（令和6年6月28日条例第26号）

この条例は、公布の日から施行する。